

1 目的

大分県の観光素材・観光情報について英語SNS（Facebook, Instagram）、中国語SNS（Weibo, WeChat）を運用し、大分県の認知度向上や高付加価値旅行者の誘客、滞在先の分散、滞在日数の増加等に繋がるような魅力的・効果的な観光情報を海外に向けて発信することで、本県への誘客の促進や観光消費の拡大につなげることを目的とする。

2 募集概要

別紙仕様書のとおり

3 契約に付する事項

- (1) 委託名 令和6年度英語・中国語 SNS 運用業務委託
- (2) 履行場所 大分県大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば 21 3階
公益社団法人ツーリズムおおいた
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務概要 別紙仕様書のとおり
- (5) 委託限度額 15,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）
（上記金額には制作に係る交通費等の経費、納品に係る経費を含む）

4 参加資格

参加できる事業者は、以下の項目すべての要件を満たす者とする。

- ① 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者であること
大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者は、「6（2）参加資格に関する必要書類」に記した必要書類一式を提出すること
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと
- ③ 本事業を受託できる財政的健全性を有していること
- ④ 委託業務の遂行にあたり、専門性を有するとともに十分な業務体制が整っていること
- ⑤ ツーリズムおおいたとの情報共有に必要な通信施設の設備を保有し、常時連絡がとれる体制が整っていること。（インターネット接続環境があることを前提とする）
- ⑥ 宗教活動又は政治活動を主たる目的とするものではないこと
- ⑦ 特定の公職者（その候補者を含む。）又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とするものではないこと
- ⑧ 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）

第2条第6号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団（員）に経済上の利便や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど、社会的に避難される関係を有している者

ク 暴力団（員）であることを知りながらこれらを利用している者

⑨ 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続きを行っていない者であること。

また、銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される者でないこと

⑩ 国税及び地方税を滞納していない者であること

5 失格事項

次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格とする。

- ① この要項に定めた資格・要件が備わっていないとき
- ② 提出書類の提出期限までに所定の書類を提出しなかったとき
- ③ 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど適合しないとき
- ④ 提出書類に虚偽または不正があったとき
- ⑤ 見積金額が事務局の提示する予算上限額を上回るとき

6 参加申込

(1) 必要書類

この企画提案競技への参加を希望する者は、参加申込書受付期限までに次に定める資格審査書類を、担当者宛てにメールにて提出すること。電子メールのタイトルには必ず【英語・中国語 SNS 企画提案公募参加申込書】を付記し、本文には担当者名および企画提案書の提出方法を記載すること。（必ず受信の確認をすること）

- ① 公募型企画提案競技参加申込書（別紙1）
- ② 誓約書（別紙2）
- ③ 会社概要書（パンフレット等会社の業務内容を確認できる書類。写しでも可。）
- ④ 過去の類似業務の実績を証する書類

(2) 参加資格に関する必要書類

大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有していない者は、「(1) 必要書類」で定めた資格審査書類のほか、次に定める①～⑤の必要書類をあわせてご提出すること。

- ① 財務諸表の写し（直近1年間分のもの）

- ・書類欄外に法人名と決算期を記載すること。
- ・財務諸表のうち「貸借対照表」及び「損益計算書」を提出すること。（その他の決算関連書類の提出は不要。）
- ・連結決算の場合は、申請する法人の単体決算部分のみ提出すること。
- ・決算が確定している直近の事業年度が1年未満の場合は、それ以前の事業年度分も提出すること。

（合計して1年間以上の事業年度について提出すること。）

②登記事項証明書（現在事項全部証明書）※「履歴事項全部証明書」でも可。

- ・発行後3か月以内のものを提出すること。

③国税納税証明書（その3の3）

- ・発行後3か月以内のものを提出すること。

（直近1事業年度分のみの証明）

- ・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明用（その3の3）を提出すること。

※交付手続きについては、申告書提出先税務署等にお問い合わせください。

④都道府県民税納税証明書

- ・未納額のないことを証明する書類を提出すること。

⑤印鑑証明書（法人実印）

- ・発行後3か月以内のものを提出すること。
- ・法務局届出の法人印鑑の証明書を提出すること。

※交付手続きについては、最寄りの各法務局・地方法務局にお問い合わせください。

(3) その他

参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、受付期限までに「辞退届」（別紙4）を本件担当者宛てに電子メールにて提出すること。

7 募集から審査結果通知までのスケジュール

本募集に係るスケジュールは次のとおり。

日 程	時 間	内 容
令和6年4月23日（火）		募集開始
令和6年4月26日（金）	17時	質問書提出期限
令和6年5月8日（水）	12時	参加申込書受付期限
令和6年5月17日（金）	17時	辞退届受付期限 企画提案書受付期限
令和6年5月21日（火）		審査会実施についての通知
令和6年5月28日（火）		審査会
令和6年5月30日（木）予定		結果通知

※提出日必着、提出時間厳守。

※各日において、受付時間は平日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日等」という。を除く）の午前 9 時から午後 5 時までとする。（12：00～13：00 の間は除く）

8 質問書の受付及び回答

（1）受付方法

質問の受付は、全て「質問書」（別紙 3）にて行うものとし、質問書は電子メールで提出すること。電子メールのタイトルには必ず【英語・中国語 SNS 質問書】を付記し、本文には担当者名および企画提案書の提出方法を記載すること。なお、必ず電話にて着信を確認すること。

（2）回答方法

質問に対する回答は、原則受付後 3 日（休日等を除く）以内に、質問者宛てとツーリズムおおいたの日本語ホームページ（<https://www.visit-oita.jp>）にて公表する。なお、回答内容は、本業務の実施要項及び仕様書の追加又は修正事項とみなす。また、積算に関する事項、評価基準に関する事項、他の応募者状況に関する事項、その他ツーリズムおおいたが受け付けられない項目と判断した事項については、回答しない。

（3）提出先

〒870-0029 大分県大分市高砂町 2 番 50 号 OASIS ひろば 21 3 階
公益社団法人ツーリズムおおいた
観光企画部 調査企画課 情報発信グループ
担当：西田・中川宛
E-mail nishida@we-love-oita.or.jp
nakagawa@we-love-oita.or.jp
※必ず 2 名それぞれに送付のこと。

9 企画提案書の提出等

業務の目的等に留意のうえ、下記（1）の書類を 8 部、提出期限までに提出すること。

（1）提出書類

- ① 表紙（様式自由：A4 版）
- ② 企画提案書（様式自由：A4 版、片面印刷。1 社 1 案まで。）
 - ・ Instagram、weibo の写真記事及び動画記事（絵コンテでも可）の記事案を、それぞれ 1 点ずつ計 4 点を必ず提案すること。（令和 6 年度英語・中国語 SNS 運用業務委託仕様書 5（1）の内容を踏まえたもの）
 - ・ 本事業の目的を達成するための自由提案があれば提出すること。
- ③ 過去の同様の業務の実績を証する書類
- ④ 協力企業一覧表（様式自由：A 4 版）
 - ・ 業務の実施にあたり、協力して業務を行う企業がある場合は、当該企業の住所、名称及び協力して行う業務内容を一覧表にして添付すること。単なる作業の外注である場合は不要。

⑤ 業務実施体制表（様式自由）

- ・組織体制、受託責任者、予定担当者、当該配置予定担当者の経歴及び業務実績等を記載したもの。

⑥ 企業組織の概要（様式自由）

⑦ スケジュール概要

⑧ 見積書（様式自由：A4版）

(2) 提出期限及び提出方法

令和6年5月17日（金）17時必着。持参または郵送するとともに、電子メールにてデータを提出すること。

(3) 提出先

〒870-0029 大分県大分市高砂町2番50号 OASIS ひろば 21 3階

公益社団法人ツーリズムおおいた

観光企画部 調査企画課 情報発信グループ

担当：西田・中川宛

E-mail nishida@we-love-oita.or.jp

nakagawa@we-love-oita.or.jp

※データ送付分については上記担当者2名に送付のこと。

(4) その他

- ① 郵送の場合は、簡易書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。
- ② 持参する場合は、休日等を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く）に提出先に持参すること。
- ③ モノクロ・カラーは問わない。ファイル等による綴込みはせず、2穴パンチ位置を考慮して印刷し、ダブルクリップ等でとめること。

10 審査の実施

(1) 審査方法

以下①～③を、＜審査の基準＞の視点から審査する

① 企画提案書

② 審査会の実施

- ・日程：令和6年5月28日（火）※詳細については、後日通知
- ・場所：Web会議システムZoomにて
- ・所要時間：20分程度＋質疑応答15分
- ・プレゼンテーションは日本語で行うこと

③ 審査委員会からの質疑への回答

<審査の基準>

- ・委託事業の趣旨・目的にそった企画提案になっているか。

- ・ターゲット層を惹きつけるための提案になっているか。
- ・総合的に見て大分の知名度向上・実際に本県への誘客に繋がる提案となっているか。
- ・Facebook/Instagram/Weibo/WeChat の特徴・特性を十分に理解しているか。
- ・SNS を活用した情報配信について魅力的かつ配信上の工夫が提案されているか。
- ・現状分析、課題について認識しているか。
- ・課題に対しての効果的な独自のノウハウを明確に示した企画提案となっているか。
- ・大分県の現状に即した KPI の設定を行っているか。
- ・経費の見積もり、スタッフ、人員、会社の運営体制が充実しているか。
- ・原則として委託者の取材同行を必要とせず、受託者において取材・撮影が可能な体制であるか。
- ・計画的なスケジュールとなっているか。

(2) 審査結果通知

審査結果は、令和 6 年 5 月 30 日（木）頃を目途に提案者に文書により通知する。

1 1 留意事項

- (1) 委託者は、受託者に対して事業の実施状況を勘案し、実施内容の変更を指示することができる。
- (2) その他、定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに大分県個人情報保護条例、大分県会計規則及びその他の関係条例規則等に従うこと。
- (3) 契約締結後であっても提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合、受託者に重大な瑕疵がある場合、業務遂行の意思が認められない場合、又は業務遂行能力がないと認められる場合等は契約を解除し、受託者を変更することを妨げないものとする。

1 2 その他

- ・企画提案に要する経費はすべて提案者の負担とする。
- ・この要項に定めのない事項については別途協議のうえ決定する。
- ・提出された企画提案書は返却しない。
- ・提出期限後の企画提案書の提出は認めない。また提出期限後の差替え及び再提出も認めない。
- ・採用された企画案については、内容の一部変更を指示することがある。
- ・提案者が多数の場合、事務局により書面による予備審査を行う。予備審査を実施した場合は、その結果をすべての企画提案者に E-mail にて通知する。
- ・機密情報及び個人情報保護については別添「機密保持及び個人情報保護に関する特記事項」を順守すること。

問合せ先・提出先

〒870-0029 大分県大分市高砂町 2-50 OASIS ひろば 21 3 階

(公社) ツーリズムおおいた

観光企画部 調査企画課 情報発信グループ 担当：西田・中川

TEL：097-536-6250 Mail：nishida@we-love-oita.or.jp nakagawa@we-love-oita.or.jp